



制度が開始 働く人のストレスチェック



昨年6月に労働安全衛生法の一部を改正する法律が成立し公布されました。その中で、平成27年12月1日から施行される制度にストレスチェックと面接指導が含まれています。事業者(労働者50人以上が対象)の義務として、働いている人たちの心理的なストレスを把握し、精神的健康の保持を図るために、定期的な検査(ストレスチェック)を実施するというものです。検査は医師や保健師などが、57項目ある「職業性ストレス簡易調査票」を用いて行います。詳しくは、厚生労働省のホームページで確認してください。

この制度は働く人のメンタルヘルスの不調を未然に防止する一次予防を目的にするものです。働いている人すべてがこの検査を受けることが望ましいとされますが、強制ではありません。結果は本人に伝えられ、今の状態を把握し

てもらおう、というものです。ちなみに検査結果は、本人の許可なしに、事業者に伝えることはできません。また、本人の申し出があれば、事業者は医師などによる面接指導を受けることができるように設定しなければなりません。この時、大事なことは、事業者は面接指導を受けたことを理由に、本人の不利益になるような扱いをしてはいけないということです。また事業者はストレスチェックの検査結果を集団ごとに集計・分析を行い必要な措置を取るように努力しなければいけません。しかし、これを有効に利用するのは簡単ではなく、何よりも働いている人たちの不利益にならないように、事業者は常に注意しなければいけないでしょう。

てもらい、働き方などを考え